

第8次沖縄県医療計画の策定について

沖縄県保健医療部医療政策課

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏(令和3年10月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

三次医療圏

52医療圏(令和3年10月現在)

※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

全体について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加（令和4年の改正感染症法に基づく予防計画と整合性を図る）。
- 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について先行して議論を行う。

5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
 - 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
- 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
- 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
- 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
- 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
- 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
- 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
- 【新興感染症】新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指し、平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る。
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
- 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
- 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

第8次医療計画のポイント②

令和5年度第1回医療政策研修会
厚生労働省資料

地域医療構想について

- これまでの基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、毎年度、対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクル通じて地域医療構想を推進することとし、策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況について公表を行う等、着実に取組を推進。
※2025年以降の地域医療構想の取組のあり方については、2023～2024年度にかけて、中長期的課題について整理し、検討予定。

外来医療について

- 外来機能報告により得られたデータを活用し、紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化するとともに、地域の外来医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえ外来医療提供体制のあり方について検討を行う。

医療従事者の確保について

- 2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進。
- 医師確保計画の策定において基礎となる、医師偏在指標について精緻化等を実施。
- 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、病院と歯科診療所の連携、歯科専門職の確保、薬剤師（特に病院）の確保を進める。
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進する。

医療の安全の確保等について

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者の理解をより深めるため、研修の受講を推進する。
- 相談対応の質の向上を図る観点から、医療安全支援センターの相談職員の研修の受講を推進する。

その他の事項

- 地域医療支援病院について、医療計画の見直しの際に必要な応じて責務の追加・見直しを検討するとともに、整備目標を定める際には医療計画における新興感染症への対応に関する事項との連携にも留意する。
- 医療計画の内容のうち、必要な情報についてはわかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める。

第8次沖縄県医療計画策定に向けたスケジュール案

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会										第1回 (1/16) 諮問		第2回 答申
県医療提供体制協議会		1回目 (5/24) 計画策定の要点 検討体制等								2回目 (12/27) 計画 (案)		
5疾病6事業、 在宅医療対策 各部会												
			<p>5疾病6事業（新興感染症も含む）、在宅医療について検討 3回程度の会議を開催</p> <p>(1)国作成指針の説明、現状と課題の整理等 (2)施策、指標の検討等 (3)所掌分野の素案検討</p>									
地区医療提供体制協議会										(1/19~2/7(予定)) 計画 (案) 北部、中部、南部、 宮古、八重山の各 地区で開催		
関係団体への 意見照会・ パブコメ等										(2/1~2/29(予定)) ・県医師会 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・看護協会 ・保険者協議会 ・市町村、県民 等		

医療提供体制を協議するための会議体

医療提供体制協議会 → 地域医療構想、医療計画等を協議

県医療提供体制協議会【平成31年4月～】

部会長等は県医療提供体制協議会に出席し、意見等を述べる事ができる

糖尿病対策部会

へき地医療部会

精神疾患対策部会

小児医療部会

救急医療部会

在宅医療部会

災害医療部会

新興感染症等医療部会

※ がん対策、周産期医療は既設の会議体を活用

県循環器病対策推進協議会【令和3年2月～】

部会長等は県医療提供体制協議会に出席し、意見等を述べる事ができる

脳卒中対策部会

心疾患対策部会

地区医療提供体制協議会

北部地区医療提供体制協議会

中部地区医療提供体制協議会

南部地区医療提供体制協議会

宮古地区医療提供体制協議会

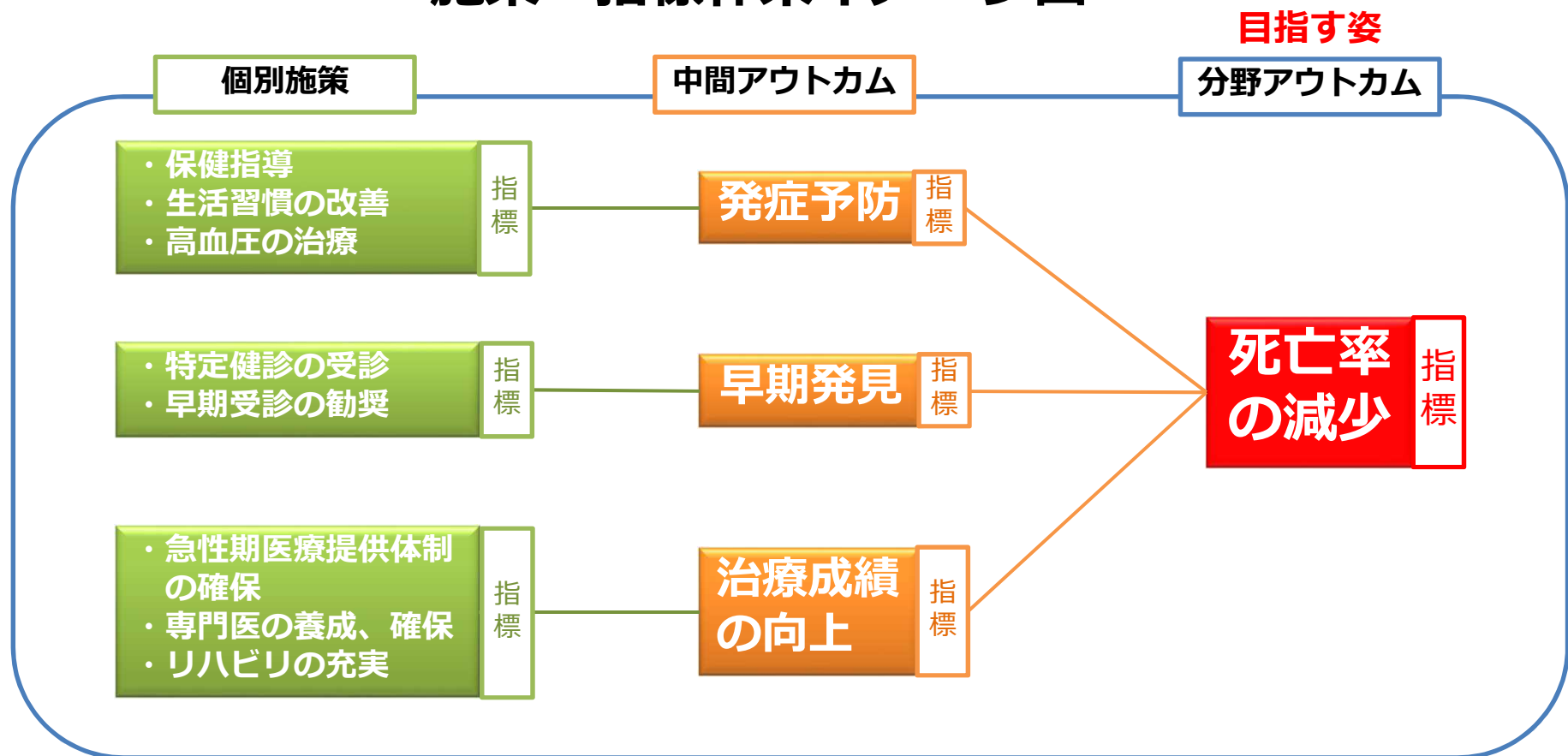
八重山地区医療提供体制協議会

代表者等の出席を求め、意見等を聴取

ロジックモデルの活用

- 1 将来目指す姿を目標として設定し、その実現に必要な施策を体系的に整理
- 2 各指標の数値を把握し、毎年度、進捗評価を実施
- 3 評価結果を踏まえ、効果的な施策へ改善するなど、政策循環を強化

施策・指標体系イメージ図



第8次沖縄県医療計画の構成案

第1章 総説

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 課題及び基本方向
- 4 計画期間

第2章 沖縄県の医療の現状

- 1 人口
- 2 人口動態
- 3 疾病・受療の動向
- 4 特定健診の結果

第3章 医療圏と基準病床数

- 1 医療圏
- 2 基準病床数

第4章 疾病対策

- 1 がん対策
- 2 脳卒中対策
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 4 糖尿病対策
- 5 精神疾患対策

第5章 医療施策

- 1 医療施策の推進
 - (1) 救急医療
 - (2) 災害時における医療
 - (3) へき地の医療

沖縄県循環器病対策推進計画
と一体として整理

- (4) 周産期医療
- (5) 小児医療
- (6) 在宅医療

医療計画作成指針
に基づき追加

(7) 新興感染症発生・まん延時における医療

- 2 外来医療に係る医療提供体制の確保
- 3 医療機能の分化と連携等
- 4 医療安全の推進

第6章 地域医療構想

- 1 地域医療構想とは
- 2 将来の病床数の推計
- 3 在宅医療等の医療需要の推計
- 4 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

第7章 医療従事者の養成・確保

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 看護職員
- 5 その他の医療従事者

第8章 計画の進行管理

- 1 計画の推進
- 2 計画の進捗評価及び進行管理
- 3 各関係者の役割

第7次医療計画からの主な変更点やポイント（疾病対策）

1.がん対策

- がん検診についての指標を大幅に追加し、科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の適切な精度管理の推進に取り組んでいく。また「第4期がん対策基本計画」に倣いがん検診受診率の目標値を50%から60%に変更し、受診率の向上に取り組む。
- 令和4年4月から予防接種法に基づくHPVワクチン接種の個別勧奨が再開されたこと等に鑑み、予防接種法に基づくHPVワクチン接種、B型肝炎ワクチン接種の推進についての施策及び指標を新たに追加し、感染に起因するがん予防のワクチン接種の推進に取り組んでいく。

2.脳卒中対策

- 救急搬送時の脳卒中評価スケールについて、計画本文に「病型診断を意識した」「統一化」の文言を追加し、全ての消防機関での標準実施に加え、病型診断を意識したスケールへの統一化にも取り組んでいく。

3.心疾患対策

- 医師の労働時間上限規制施行後（2024年4月）も、大動脈緊急症の対応するため、地域で受入体制を構築する必要がある。効率的な搬送体制の確認、受入可能な病院の確認等、各地域の実情に応じた受入体制を構築を進める。

4.糖尿病対策

- 新指標として、「尿中アルブミン・蛋白定量検査の実施割合」、「メタボリックシンドローム該当者数」と「クレアチニン検査の実施割合」を追加し、発症予防と早期発見に取り組む。

5.精神疾患対策

- 近年、妊産婦のメンタルヘルスケアや児童・思春期の精神疾患に対する問題が重要視されてきていることから、第8次計画に新たに記載し実効性のある取組を行っていく。

第7次医療計画からの主な変更点やポイント（医療施策①）

1.救急医療

- 「E R型救急医療機関」に係る記述の見直しを行い、初期・二次・三次救急と、重症度に応じた医療機関の役割について記載

2.災害時における医療

- 県災害医療本部について、国の通知等を踏まえ「医療のみならず、保健、福祉を含めた分野横断的な保健医療福祉活動の総合調整を行う機能を持たせる必要がある」とした。

3.へき地の医療

- 医師の働き方改革が実施されることに伴い、代診医派遣等の充実強化に加え、オンライン診療を含む遠隔医療の活用が必要であることを明示。県庁内にワーキンググループを設置し、関係者間で議論を行い活用に向けて取り組む。

4.周産期医療

- 国から指標例として示された「院内助産や助産師外来を行っている周産期母子医療センター」、「妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数」、「NICU入院児の退院支援を専任で行う者が配置されている周産期母子医療センター数」等について新たに指標に追加

5.小児医療

- 小児在宅療育・療養に係るロジックモデルの拡充（地域保健課や障害福祉課等の取組と連携し、医療的ケア児の生活を全体的にサポート）。

6.在宅医療

- 分野アウトカムを「在宅看取り（ターミナルケア・看取り介護）を受けた患者数」とし、適切な看取りを受けた患者数の増加に取り組む。

第7次医療計画からの主な変更点やポイント（医療施策②）

新興感染症発生・まん延時における医療

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するため、新たな事業として、新興感染症への対応に関する事項を追加することになった。
- 離島・へき地への対応など県独自の対策、新興感染症の発生・まん延時に新興感染症を診療する医療機関と一般診療を行う医療機関との役割分担などの課題を踏まえ、新たに部会を立ち上げ検討。
- 「新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する体制の整備（病床確保）」「新興感染症の疑似症患者等の診療を行う体制の整備（発熱外来）」「居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する体制の整備（自宅療養者等への医療の提供）」等について目指す姿や取り組む施策を記載。

外来医療に係る医療提供体制の確保

- 前回（令和2年3月）策定した沖縄県外来医療計画は、第7次沖縄県医療計画とは別冊となっていたが、今般、令和6年度から開始となる第8次沖縄県医療計画に一体化する。
- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けてデータに基づく議論を地域で進めるため、令和4年4月1日から外来機能報告が開始された。内容としては、外来機能の明確化・連携に向け必要な協議を行い、協議が整った医療機関を「紹介受診重点医療機関」として県が公表する。

※ 「紹介受診重点医療機関」の位置づけについて、患者が医療機関を選択するに当たり、外来医療機能の情報が十分得られず、患者に大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」として県が公表を行うもの。

第7次医療計画からの主な変更点やポイント（医療従事者の養成・確保）

1. 医師

令和2年3月、医師確保計画を策定。医療法の改正に伴い医師確保計画策定が都道府県に位置づけられる。現行計画と同様に別冊として策定。

- (1) 医師数、医師偏在指標及び医師少数スポット
 - ・ 医師数3,775人（現行3,498人）277人増加
 - ・ 医師偏在指標292.1（現行276.0）全国5位を維持
 - ・ 分娩取扱医師偏在指標11.6（現行11.8）全国10位に改善
 - ・ 小児科医師偏在指標95.1（現行93.4）全国44位に後退
 - ・ 医師少数スポットに名護市三原、久米島を追加
- (2) 主な施策
 - ・ 自治医や琉球大学医学部での医師養成、県立病院での専攻医養成、北部・離島地域への医師派遣等を継続実施。
 - ・ 北部・離島地域のきめ細かなニーズに応じた医師確保施策の推進、地域医療構想の実現に資する医療従事者確保等の推進を追記。

2. 歯科医師

- ・ 県内の歯科医師数は863人（H30）から885人（R2）に増加しているもの全国値を下回っている。
- ・ 歯科診療所は、都市部に集中するなど地域的に偏在があることから、引き続き離島・へき地における歯科医師の継続的な確保が必要。

3. 看護職員

- ・ 今後の在宅医療推進の課題である「訪問看護に従事する看護職員の確保」について記載。
- ・ 専門性の高い看護師の育成が求められていることから、引き続き「特定行為研修養成」の支援について記載。
- ・ 数値目標の指標に、より実態を表している「就業看護師数（人口10万対）」を追加。

4. 薬剤師

- ・ 薬剤師に求められる役割や薬剤師偏在指標を追加。
- ・ 県内の薬剤師数は緩やかに増加しているものの、足下での薬剤師不足はかなり深刻な状況。
- ・ 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）に関する記載を追加。

5. その他医療従事者

- ・ 歯科関係医療技術者、診療放射線技師・臨床検査技師、リハビリテーション医療技術者、臨床工学技師、管理栄養士・栄養士、精神保健福祉士について指標等を更新。